



消防法施行規則の一部を改正する省令について

予防課

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成18年総務省令第116号。以下「改正省令」という。）が平成18年9月29日に公布されました。

今回の改正は、防火対象物定期点検報告（以下「点検報告」という。）について、消防機関の特例認定を受けた防火対象物において表示することができる防火優良認定証のデザインの見直しを行うとともに、防火対象物点検資格者講習の受講資格の一部拡大を行うものです。

また、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備及び屋外消火栓設備（以下「屋内消火栓設備等」という。）並びに連結散水設備及び連結送水管の配管及び管継手等の材質は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条第1項第6号等により定められており、日本工業規格（G3442、G3452、G3454等）に適合するもの又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製のものとすることとされていますが、これら鋼管等のほかに日本工業規格G3448（一般配管用ステンレス鋼管）及びG3459（配管用ステンレス鋼管）に適合するものは、強度、耐食性及び耐熱性について従来のものと同等以上であることが確認されました。

このような状況を踏まえ、防火優良認定証のデザイン及び防火対象物点検資格者の受講資格並びに屋内消火栓設備等、連結散水設備及び連結送水管の配管等の基準について一部改正を行うものです。

第1 改正事項

1. 点検報告に関する事項

（1）防火優良認定証について、消防長又は消防署長の特例認定に基づく適合表示であることを国民にわかりやすく示すため、消防章を基調としたデザインに変更したこと（規則別表第1の2関係）。

なお、新旧の防火優良認定証は、別図のとおりとする。

（2）防火対象物点検資格者講習の受講資格として、防火管理講習修了者で5年以上防火管理上必要とされる実務経験を有する者を新たに追加したこと（規則第4条の2の4第4項第3号の2関係）。

2. 屋内消火栓設備等、連結散水設備及び連結送水管に用いる配管等に関する事項

（1）屋内消火栓設備等、連結散水設備及び連結送水管の配管に使用するものとして、次のものを加えたこと（規則第12条第1項第6号ニ（イ）及び第31条第5号ロ関係）。

ア 日本工業規格G3448（一般配管用ステンレス鋼管）

イ 日本工業規格G3459（配管用ステンレス鋼管）

（2）屋内消火栓設備等及び連結送水管の管継手に使用するものとして次のものを加えたこと（規則第12条第1項第6号ホ及び第31条第5号ハ関係）。

ア 日本工業規格B2302（ねじ込み式鋼管製管継手）

イ 日本工業規格B2308（ステンレス鋼製ねじ込み継手のうち材料に日本工業規格G3214（SUS F 304又はSUS F 316に限る。）又はG5121（SCS13又はSCS14に限る。）を用いるもの。）

ウ 日本工業規格B2313（配管用鋼板製突合せ溶接式管継手のうち日本工業規格G3468（配管用溶接大径ステンレス鋼管）を材料とするものを除く。）

エ 日本工業規格B2220、B2239、B2301、B2311、B2312又は（2）のアからウのいずれかと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものを加えたこと。

（3）屋内消火栓設備等及び連結送水管のバルブ類の材質の規定に日本工業規格G5101、G5501、G5502、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120又はH5121と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものと

(7) 連結送水管の設計送水圧力が1 MPaを超える場合に用いる配管に日本工業規格G3448とG3459（呼び厚さでスケジュール10以上のものに適合するものに限る。）を加えたこと（規則第31条第5号ロ関係）。

イ 改正事項の「２ 屋内消火栓設備等、連結散水設備及び連結送水管に用いる配管等に関する事項」に係る具体的な運用については、別途通知する予定であること。

[illegible]

消防の動き 5